**平成２７年（フ）第４４９号**
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目27番29―11号
債務者　岩下　君江
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第３５３号**
盛岡市内丸17番30―302号
債務者　安保　卓也
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第７９号**
福島県耶麻郡猪苗代町大字関都字堂北3990番地、前住所群馬県伊勢崎市連取町3050番地６レオパレスＫ0049―207
債務者　佐藤　美貴
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２７年（フ）第８６号**
兵庫県西脇市野村町1415番地の３　エステートファミール101号、前住所兵庫県西宮市小松東町３丁目１番18号
債務者　福島　克敏
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２７年（フ）第３４１号**
奈良市富雄北２丁目12番１号　バリアブルコート富雄
債務者　山本　和士
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
奈良地方裁判所

**平成２７年（フ）第２９１号**
香川県高松市屋島東町455番地１　フォブール壇ノ浦Ｂ―101
債務者　近藤　年子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２７年（フ）第９７８号**
千葉県市川市稲荷木２丁目21番10号
債務者　奥原　利光
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第９７９号**
千葉県市川市稲荷木２丁目21番10号
債務者　奥原　泰子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１００４号**
千葉市緑区高田町1020番地31
債務者　石川　厚子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１０２６号**
千葉市中央区登戸１丁目10番12号
債務者　時田美津雄
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１０４１号**
千葉県習志野市屋敷５丁目１番５号　レオネクストコスモⅡ208号
債務者　北山　千秋
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１０４７号**
千葉県市原市門前２―90レスポワール大塚Ｂ―110、住民票上の住所千葉県袖ケ浦市横田2508番地18
債務者　江野澤伸博
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１０５１号**
千葉県船橋市楠が山町80番地96
債務者　長田　幸子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１０７３号**
千葉市花見川区花園１丁目16番２号
債務者　三浦　　勉
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１０７８号**
千葉県八千代市八千代台南１丁目６番３号　サニーハイツ106
債務者　小原　省三
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第２７０号**
長崎県長崎市大手２丁目９―９アンジェラスＣ棟101号（住民票上の住所）福岡県大川市大字向島1566番地１（旧住所）佐賀県杵島郡大町町大字大町5198番地22
債務者　近藤　龍哉
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第４１７号**
大分県別府市大字鶴見2839番地の10　岩国屋ビル303号
債務者　三笘　延弘
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係